

事 務 連 絡
令和7年4月1日

別記病院等 御中

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課
(公 印 省 略)

「全国がん登録 届出マニュアル」の改訂及び「全国がん登録 情報の利用マニュアル」
の策定について

がん対策の推進につきましては、平素から格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「法」という。）において、病院又は指定された診療所（以下「病院等」という。）の管理者は、当該病院等における初回の診断を行った原発性のがんに関する届出対象情報を、都道府県知事に届け出ることとなっており、届出対象情報を基に全国がん登録データベースに記録された情報について、全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの匿名化された情報を利用することが出来ます。

これまで、「全国がん登録 届出マニュアル2022」（以下「旧届出マニュアル」という。）及び「全国がん登録 情報の提供マニュアル 第4版」（以下「旧提供マニュアル」という。）等に基づき、届出及び情報の利用を行っていただいております。

今般、旧届出マニュアルを「全国がん登録 届出マニュアル2025」（以下新届出マニュアル）、旧提供マニュアルを「全国がん登録 情報の提供マニュアル 第5版」（以下「新提供マニュアル」という。）へ改訂するとともに、情報の利用に当たって必要な事項を取りまとめた「全国がん登録 情報の利用マニュアル 第1版」（以下「新利用マニュアル」という。）を策定し、下記ホームページで提供を開始いたしました。

貴院におかれましては、下記の各種新マニュアルを参照し、罹患情報等の都道府県知事へ適切な届出及び情報の利用を行っていただくようお願いいたします。

記

第一 新届出マニュアルの URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001469706.pdf>
(主な改訂点)

- 1 全国がん登録と院内がん登録の共通項目について、届出ルールの表記を統一した。

第二 新利用マニュアルの URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001469687.pdf>

(主な内容)

1 情報の提供の申出を行う者（以下「提供依頼申出者」という。）ごとに、申出可能な利用目的を記載し、情報を利用した研究成果について、がん医療の質の向上に資するよう社会に還元する場合には、民間事業者も含めた研究機関等が利用可能であることを明記した。

2 全国がん登録情報等の国外提供に係る運用ルールを明確化した。

(1) 匿名化された全国がん登録情報

国外へのデータ提供については、以下の条件をいずれも満たす場合に認めることとした。

① 国外での利用者は、外国政府又は日本が加盟している国際機関等の公的機関に所属する者であって、法第 17 条第 1 項第 2 号に規定する以下のいずれかに該当する者であること。

- ・ 国の行政機関若しくは独立行政法人から国のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者
- ・ 国の行政機関若しくは独立行政法人と共同して当該がんに係る調査研究を行う者

② 提供依頼申出者は、国内にいる者のみとし、国外の利用者における情報管理等について共同で責任を負うこと。

(2) 匿名化された都道府県がん情報

国外へのデータ提供については、これまでに提供実績のない研究課題の場合、提供依頼申出者は都道府県へ申し出ることとし、都道府県は事前に国（国立がん研究センター）と相談の上、提供の決定を行うものとする。以下の条件をいずれも満たす場合に提供を認めることとした。

① 国外での利用者は、外国政府又は日本が加盟している国際機関等の公的機関に所属する者であって、法第 18 条第 1 項第 2 号に規定する以下のいずれかに該当する者であること。

- ・ 都道府県若しくは都道府県が設立した地方独立行政法人から都道府県のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者
- ・ 都道府県若しくは都道府県が設立した地方独立行政法人と共同して当該がんに係る調査研究を行う者

② 提供依頼申出者は、国内にいる者のみとし、国外の利用者における情報管理等について共同で責任を負うこと。

※ これまでに提供実績がある研究課題（例：国際がん研究機関が主導する「5 大陸

のがん罹患（Cancer Incidence in Five Continents, CI5）」）の場合、国の行政機関等が提供依頼申出者となり、厚生労働大臣へ申し出ることとした。

3 法第 20 条の規定により生存確認情報の提供を受けた病院等は、以下のとおり、情報の加工を行い、当該情報の受領者が加工前の情報を復元できないように措置を講じた場合に、自施設以外の第三者への提供を認めることとした。

（1）生存者の情報の提供ができる場合

- ・病院等が診断日等と最終生存確認日の差から得られる期間（日数）へ加工
- ・受領者は、最終生存確認日を復元できないよう、上記の期間の算出に用いた診断日等の「日」の情報を削除

（2）死亡者の情報の提供ができる場合

① 死亡日

- ・病院等が診断日等と死亡日の差から得られる期間（日数）へ加工
- ・受領者は、死亡日を復元できないよう、上記の期間の算出に用いた診断日等の「日」の情報を削除

② 死因

- ・病院等が原死因を「がんによる死亡」又は「がん以外の死亡」に置換

※ 第三者へ提供可能な条件を満たす状況においては、条件を満たした情報についてカルテに記載することは認められる。

4 その他、提供依頼申出書等、各種様式の整備を行った。

以上

(別記)

管内の全ての病院

がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）第 6 条第 2 項の規定により指定
された診療所